

第39回

羽村市都市計画審議会議事録

令和7年10月17日（金）

羽村市まちづくり部都市計画課

第39回羽村市都市計画審議会議事録

1. 開催日時 令和7年10月17日（金）午後2時～午後3時45分

2. 開催場所 羽村市役所西庁舎5階特別委員会室

3. 出席者

(1)出席委員

林田 敦子 委員	秋山 義徳 委員	浜中 順 委員	富松 崇 委員
山崎 陽一 委員	露木 諒一 委員	宮川 修 委員	吉川 徹 委員
西浦 定継 委員	原島 正 委員	出水 海斗 委員	

(2)市側出席者

羽村市長	橋本 弘山 副市長	小林 宏子	
まちづくり部長	吉岡 隆宏 産業環境部長	池田 明生 上下水道部長	杉山 誠
都市計画課長	橋本 雅央 産業振興課長	増田 康一朗 上下水道設備課長	井上 洋一
都市計画係長	山路 政弘 農政係長	町田 貴勢 工務係長	三池 祐太

(3)事務局

都市計画係主査 岸野 丈史

4. 議事

(1) 議題

議案第1号 「福生都市計画生産緑地地区の変更（羽村市決定）」について

議案第2号 「福生都市計画下水道の変更（羽村市決定）」について

(2) 報告事項

「羽村市都市計画マスターplan改定及び立地適正化計画策定」について

5. 傍聴者

なし

6. 配付資料

- ・第39回 羽村市都市計画審議会 次第
- ・福生都市計画生産緑地地区の変更（羽村市決定）
- ・福生都市計画生産緑地地区総括図（羽村市決定）
- ・福生都市計画生産緑地地区計画図（羽村市決定）
- ・福生都市計画下水道の変更（羽村市決定）
- ・福生都市計画下水道 羽村市公共下水道 総括図（汚水）
- ・福生都市計画下水道 羽村市公共下水道 総括図（雨水）
- ・福生都市計画下水道 羽村市公共下水道 計画一般図（汚水）
- ・福生都市計画下水道 羽村市公共下水道 計画一般図（雨水）
- ・羽村市都市計画マスタープラン改定及び立地適正化計画策定
- ・羽村市都市計画審議会委員名簿
- ・羽村市都市計画審議会条例
- ・羽村市都市計画審議会運営規則
- ・羽村市都市計画審議会の傍聴に関する取扱要領

午後2時開会

○都市計画課長（橋本雅央）

ただいまから第39回羽村市都市計画審議会を開会いたします。

開会に当たりまして橋本市長より御挨拶を申し上げます。

○市長（橋本弘山）

開会に先立ち、ひとこと御挨拶を申し上げます。

委員の皆様方におかれましては、日頃より羽村市の都市計画行政につきまして、御理解と御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

また、第39回羽村市都市計画審議会の開催に当たり御出席を賜り誠にありがとうございます。

さて近年、人口減少や高齢化の進展、頻発・激甚化する自然災害など都市を取り巻く環境は大きく変化しております。こうした状況の中、将来に向けて誰もが安全・安心に快適に暮らせる生活環境の実現が喫緊の課題となっております。

本日の報告事項であります「羽村市都市計画マスターplan」の改定においては、こうした課題を踏まえ都市の将来像や目指すべきまちの姿を示してまいります。

併せて新たに策定する「羽村市立地適正化計画」においては、医療・福祉・商業などの都市機能や居住機能がまとまって立地し、公共交通により容易にアクセス可能な利便性が高くコンパクトで災害に強いまちづくりを誘導してまいります。引き続き市民の皆様をはじめ、専門家など多くの方々の御意見をお聞きしながら改定及び策定に取り組んでまいります。

本日の審議会でありますが「福生都市計画生産緑地地区の変更」に関しましては、計7件の削除について、「福生都市計画下水道の変更」に関しましては、羽村市公共下水道の排水区などの面積の変更について、それぞれお諮りするものです。また、「羽村市都市計画マスターplan改定及び立地適正化計画策定」の状況について御報告をさせていただきます。詳細につきましては、後ほど担当課長から御説明をいたしますのでよろしくお願ひいたします。

結びになりますが委員の皆様方におかれましては、今後とも羽村市の行政運営に対し、一層のお力添えをいただきますようお願い申し上げ、御挨拶とさせていただきます。

本日は、よろしくお願ひいたします。

○都市計画課長（橋本雅央）

ありがとうございました。

今回の審議会から委員構成が変わり、新たな委員の方が多くおられます。皆様の御紹介をさせていただきたいと存じます。

御紹介は、お手元に配布させていただいております「羽村市都市計画審議会委員名簿」の順とさせていただきますので、御了承のほどよろしくお願ひいたします。

各委員の方のお名前をお呼びいたしますので、大変恐縮ではございますがその場で御起立いただき、ひとこと御挨拶をお願いいたします。

(審議会委員及び市職員の紹介)

○都市計画課長（橋本雅央）

それでは、お手元の審議会次第に沿って会議を進めさせていただきます。

ここからは、着座にて進行させていただきます。

初めに次第の2「会長並びに職務代理の選出」をお願いするわけですが、会長が決まるまでの間、前職務代理の宮川修委員に座長をお願いしたいと思いますがいかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

ありがとうございます。

それでは、宮川委員に座長をお願いしたいと思いますので座長席へお移りください。

(会長席に移動)

○座長（宮川修）

ただいま座長に指名されました宮川でございます。会長が選出されるまでの間、スムーズな進行に努めていきたいと思いますので、皆様の御協力ををお願いいたします。

それでは、最初に事務局より本会議の成立についての報告をお願いします。

○事務局（岸野丈史）

それでは、審議会の成立要件につきまして御説明いたします。

資料「羽村市都市計画審議会条例」を御覧ください。

「羽村市都市計画審議会条例」第5条第2項に「審議会は、委員及び議事に關係のある臨時委員の2分の1以上が出席しなければ開くことができない」と規定しております。

本日の出席委員は11名であります。2分の1以上の定足数に達しておりますので、本会議が成立することを御報告させていただきます。

○座長（宮川修）

ありがとうございました。

次に次第2「会長の選出」を行いたいと思います。

選出にあたっての条件等について、事務局から説明をお願いします。

○事務局（岸野丈史）

それでは、会長の選出につきまして御説明させていただきます。

羽村市都市計画審議会条例第4条第1項に「審議会に会長を置き」とあり、会長は「第2条第1項第1号の委員のうちから、選挙によってこれを定める」と規定しております。

この規定に基づきまして、「第2条第1項第1号の委員」である学識経験のある委員のうちから御選出いただきますので、よろしくお願ひいたします。

○座長（宮川修）

ただいま事務局から説明がありましたとおり、会長は学識経験のある委員からの選出となります。

次に選出方法についてですが、いかがいたしましょうか。

○委員（吉川徹）

4名の学識経験者の中から選出をするということになっておりますので、指名推薦による会長の選出がよろしいかと思います。

○座長（宮川修）

ただいま吉川委員より、指名推薦でという発言がありました。

会長の選出を指名推薦という選挙方式で行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

ありがとうございます。

御異議なしということですので、会長の選出方法につきましては指名推薦により行うこといたします。

それでは、学識経験者の4名の中から推薦をお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

○委員（吉川徹）

会長には長年、本審議会の会長として会議の運営に携わり本審議会に精通されておられる露木諒一委員を推薦いたします。

○座長（宮川修）

ただいま露木委員を推薦するという御発言がございました。

他に御意見や御推薦はございませんか。

他に御意見、御推薦がございませんので、露木委員を会長とすることでよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

御異議なしということで、露木委員を会長とすることで決定いたします。

ここで会長が決定しましたので、ここからの議事進行は露木会長に引き継ぎをさせていただきます。皆様の御協力ありがとうございました。

○都市計画課長（橋本雅央）

宮川委員、大変ありがとうございました。

露木委員、会長席へお移りくださいますようお願いいたします。

(会長席に移動)

○都市計画課長（橋本雅央）

それでは、職務代理の選出からは、会長に会議の進行をお願いいたします。

○会長（露木諒一）

皆様こんにちは。ただいま皆様からの御推挙をいただきまして、会長を務めさせていただくことになりました露木でございます。

これから任期中、会長職を務めさせていただきますので、皆様の御協力をよろしくお願ひいたします。

それでは、引き続きまして職務代理の選出を行います。

選出にあたっての条件などについて、事務局から説明をお願いします。

○事務局（岸野丈史）

それでは、職務代理の選出につきまして御説明をさせていただきます。

職務代理につきましては、資料1「羽村市都市計画審議会条例」第4条第3項に「会長に事故があるときは、あらかじめ会長が指名する委員がその職務を代理する」と規定されています。

なお、参考ではございますが、今まで職務代理の指名に当たりましては、学識経験のある委員の中から指名されています。

以上でございます。

○会長（露木諒一）

ただいま事務局から職務代理の指名について説明がありました。

今までと同様に、学識経験のある委員の中から私が指名をさせていただきます。

私といたしましては、前回も職務代理をお願いいたしました宮川委員にお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

ありがとうございます。

それでは、宮川委員を職務代理とすることに決定いたします。

次に次第3「議席の決定」についてであります。

委員の議席につきましては、「羽村市都市計画審議会運営規則」第4条で「委員の議席は、最初の会議において会長が定める」と規定されていますので、議席の決定については私に御一任いただければと思います。

それでは、お手元にございます「羽村市都市計画審議会委員名簿」に記載の番号に従い、林田敦子委員を議席番号1番といたしまして、順に議席番号15番の出水海斗委員まで連番の議席番号とさせていただきたいと思いますが御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ありがとうございます。

御異議なしということで、議席は今回の名簿順とさせていただきます。

次に議事録署名委員の選任ですが、議事録署名委員は議席番号順にお願いすることとしております。

本日の議事録署名委員は、議席番号1番の林田委員と議席番号2番の秋山委員にお願いしたいと思います。

続きまして本日の審議会は、「福生都市計画生産緑地地区の変更」及び「福生都市計画下水道の変更」に関して御審議いただくことになります。

議事資料には所有者の氏名や住所等、個人情報が掲載されていないことから、公開で行いたいと思いますがよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

ありがとうございます。

なお、公開での審議会となりますので審議中の発言に際しましては、個人が特定できるような発言はお控えいただきますようお願いいたします。

本日は現在のところ傍聴希望者はいませんが、会議の途中で傍聴の希望がありましたら傍聴を

許可してもよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

ありがとうございます。

傍聴の希望がありましたら許可という形をとります。

続きまして次第の4「議題」に移ります。

議案第1号「福生都市計画生産緑地地区の変更（羽村市決定）」の審議に入ります。議案第1号の提案説明をお願いいたします。

○都市計画課長（橋本雅央）

議案第1号「福生都市計画生産緑地地区の変更（羽村市決定）」につきまして御説明いたします。

今回の議案では、「生産緑地の行為制限の解除」や「道路用地への転用」に伴う生産緑地地区の削除、また所有者が測量を行ない面積誤差が生じている地区について面積精査を行なっております。これらの内容を踏まえ生産緑地地区の「総面積」「位置」及び「区域」について、都市計画法第19条の規定に基づき変更決定の手続きを行うものでございます。

それでは、資料右下に付しておりますページ番号1、議案第1号「福生都市計画生産緑地地区の変更（羽村市決定）」を御覧ください。まず表の第1、種類及び面積ですが市内の生産緑地地区の総面積を前年度の約27.82ヘクタールから約27.03ヘクタールに変更するものでございます。次に表の第2、削除のみを行う位置及び区域については、今回の削除する地区と面積を一覧表でお示ししたものでございます。記載のとおり地区の全部削除が「2地区」、一部削除が「5地区」、合計「7地区」で、面積が約7,840平方メートルであります。地区の位置等など詳細については、後ほどA3の計画図にて御説明をさせていただきます。削除の理由につきましては、公共施設等の用地又は買取申出に伴う行為制限の解除により、生産緑地地区の機能を維持することが困難となったことから削除を行うものであります。具体的には「主たる従事者の死亡による買取申出に伴う行為制限の解除」が5件、「主たる従事者の故障による解除」が1件、「公共施設用地への転用に伴う解除」が1件となっております。

次に2ページ、変更概要を御覧ください。変更事項の3、面積の変更として、地区数153件を151件に、面積約27.82ヘクタールを約27.03ヘクタールに変更するものです。

次に3ページ、新旧対照表を御覧ください。削除する地区ごとの位置や変更前、変更後の面積など詳細を記載しております。なお、面積精査により面積が減少した地区につきましても、変更前、変更後の面積など詳細を記載しております。

次に4ページ、福生都市計画生産緑地地区総括図（羽村市決定）を御覧ください。市全域の図面に生産緑地地区を落とし込んでいる図面になります。黒く塗り潰している箇所が削除箇所を示しております。詳細は、福生都市計画生産緑地地区計画図（羽村市決定）により御説明をさせていただきます。あわせて新旧対照表も御参照してください。

それでは、5ページ、福生都市計画生産緑地地区・計画図（羽村市決定）を御覧ください。図面中央の指定番号28、栄町一丁目に位置しております。図面の左側が小作駅方向で、当該地区の左下に青梅線、右側に福3・4・31号線、通称 市役所通りがあります。この地区については地区の一部、黒く着色した約20平方メートルを削除するものです。

次に6ページを御覧ください。図面中央の指定番号40、栄町二丁目に位置しております。当該地区の右側に福3・4・31号線、通称 市役所通り、下側には羽村市役所があります。この地区については地区の一部、黒く着色した約2,440平方メートルを削除するものです。

次に7ページを御覧ください。図面中央の指定番号49、羽西一丁目に位置しております。地区的左側に主要地方道29号線、いわゆる奥多摩街道があり、そのさらに左側には多摩川があります。この地区については地区の全部、約560平方メートルを削除するものです。

次に8ページを御覧ください。図面中央の指定番号69、羽加美三丁目に位置しております。地区的左側に都道奥多摩街道があり、そのさらに左側に羽村西小学校があります。この地区については地区の一部、黒く着色した約3,010平方メートルを削除するものです。

次に9ページを御覧ください。図面中央の指定番号96、羽中二丁目に位置しております。地区的右側に新奥多摩街道があり、上側には羽村市農産物直売所やS&Dスポーツアリーナ羽村 羽村市スポーツセンターがあります。この地区については地区の一部、黒く着色した約860平方メートルを削除するものです。

次に10ページを御覧ください。図面中央の指定番号110、羽中三丁目に位置しております。都道奥多摩街道に面しており、下側には根がらみ前水田があります。この地区は地区の一部、約40平方メートルを削除するものです。当該地区の下側に主地29と記載している「29」と記載部分の上側、黒線が少し太くなっている箇所が削除する部分であります。ここは都道奥多摩街道の間坂交差点の改良を行うため道路拡幅をする部分で、生産緑地地区の一部を削除するものであ

ります。

最後になりますが11ページを御覧ください。図面中央の指定番号218、緑ヶ丘四丁目に位置しております。地区の右側が福3・3・30号線、通称 西多摩産業道路で、右下にはS&Dスポーツパーク富士見 富士見公園が位置しております。この地区は地区の全部、約910平方メートルを削除するものです。

以上で削除する地区の説明を終わります。

なお、本件変更に当たりましては、都市計画法第17条の規定に基づき令和7年8月18日に都市計画変更（案）を公告し、同日から9月1日までの2週間、縦覧を行いましたが縦覧者はなく、意見書の提出もありませんでした。また、今後の予定として、本日の都市計画審議会の議を経たのちの都市計画の変更決定については、年明け令和8年1月1日に告示を行う予定です。

以上で、議案第1号「福生都市計画生産緑地地区の変更（羽村市決定）」の説明を終わります。

○会長（露木諒一）

以上で、議案第1号の説明は終わりました。何か御質問はございますか。

無いようですので採決を行いたいと思います。

議案第1号「福生都市計画生産緑地地区の変更（羽村市決定）」は、原案のとおり決定することについて御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

ありがとうございます。

それでは、議案第1号につきましては、原案のとおり決定することにいたしました。

続きまして、議案第2号「福生都市計画下水道の変更（羽村市決定）」の審議に入ります。議案第2号の提案説明をお願いいたします。

○上下水道設備課長（井上洋一）

それでは、議案第2号「福生都市計画下水道の変更（羽村市決定）」につきまして御説明いたします。

今回の議案では令和6年4月26日に東京都が区域区分の変更、いわゆる市街化区域及び市街化

調整区域の面積について都市計画変更を行ったことから、羽村市公共下水道の排水区域について面積精査を行ったところ、現行の面積と差異が生じていることを確認いたしました。これらの内容を踏まえ、公共下水道の排水区域面積について都市計画法第19条の規定に基づき変更決定の手続きを行うものでございます。

それでは、資料の右下にありますページ番号1、「議案第2号「福生都市計画下水道の変更（羽村市決定）」」を御覧ください。

まず、1種類及び名称についてです。種類は福生都市計画下水道、名称は羽村市公共下水道です。

続きまして、2排水区域についてです。新旧対照表を御覧ください。現行の約905ヘクタールを約908ヘクタールに変更するものです。分流式汚水が現行の約905ヘクタールを約908ヘクタールに、分流式雨水は現行の約899ヘクタールを約902ヘクタールに変更するものです。排水区域など詳細につきましては、後ほどA3の総括図にて説明をさせていただきます。

次にその下、変更の理由につきましては、福生都市計画区域区分の変更（東京都決定）に伴い、羽村市の区域区分、市街化区域、市街化調整区域の面積に変更が生じたことにより、羽村市公共下水道の処理分区及び排水区の面積について変更を行うものであります。

次に2ページをお開きください。2ページの福生都市計画下水道の変更（羽村市決定）を御覧ください。

2処理分区及び排水区域についてを御覧ください。備考欄の括弧内が変更前の面積になります。括弧のない下段が変更後の面積を示しております。

まず、分流式汚水につきましては、多摩川南岸処理分区、その下、羽村第1から第6処理分区まで、その下が羽村西武蔵野台第1から第3処理分区まで、続きまして福生北部第1処理分区、福生北部処理分区、福生南部第2処理分区、秋川処理分区、それぞれ変更前、変更後の面積を示しており合計で約908ヘクタールとなります。

続きまして分流式雨水につきましては、2ページから3ページにわたりますが小作排水区、加美排水区、那賀排水区、東排水区、松原排水区、川崎排水区、下河原排水区、横田第1から第3排水区まで、多摩川第2から第9排水区まで、それぞれ変更前、変更後の面積を示しており合計で約902ヘクタールとなります。

次に4ページの総括図（汚水）を御覧ください。

こちらが2ページでお示ししました処理分区を図面で示しているものです。処理分区及び処理

分区の下に処理分区ごとに面積を示しており、処理分区ごとに青色の実線でそれぞれの処理分区を分ける処理区界を示しております。

続きまして5ページ、総括図（雨水）を御覧ください。

こちらが2ページから3ページにわたりお示ししました排水区を図面で示しているものです。

排水区及び排水区の下にそれぞれの面積を示しており、青色の実線がそれぞれの排水区を分ける排水区界を示しております。

6ページの計画一般図（汚水）と7ページの計画一般図（雨水）につきましては、面積の数値について小数点以下で示しております。

なお、この変更に関しましては、都市計画法第17条の規定に基づき令和7年9月2日に都市計画変更案を公告し、同日から9月16日までの2週間、縦覧を行いましたが縦覧者はなく、意見書の提出もございませんでした。

以上で、議案第2号「福生都市計画下水道の変更（羽村市決定）」の説明を終わります。

○会長（露木諒一）

以上で、議案第2号の説明は終わりました。何か御質問はございますか。

○委員（山崎陽一）

今の説明でよくわからないのですが、住民生活に関わるようなことなのかどうか。例えば工事を行うとか、住民にとって直接何か関わりがあるのか、そうではなくこの面積が形式的に変わるだけなのか。その部分を住民にわかるように説明していただけますか。

○上下水道設備課長（井上洋一）

直接的に住民に関わることなのかということですが、東京都の都市計画決定に基づきまして排水区域の面積を変えることですので、直接的に住民の生活に関わることはありません。

○委員（山崎陽一）

下水道料金が変わるとか、そういうことはないということでおよろしいですか。

○上下水道設備課長（井上洋一）

この変更によって料金が変わることはありません。

○会長（露木諒一）

他にございますか。

○委員（宮川修）

あまり聞きなれない言葉が出てきたので、説明していただけたらありがとうございます。分流式汚水とか分流式雨水、これは一体どういうことなのか説明していただけますか。

○上下水道設備課長（井上洋一）

分流式汚水と分流式雨水に関して御説明させていただきます。

分流式汚水に関しましては、分流式と合流式という2つの方式がございます。分流式というのは、雨で降った雨水と家庭から出る汚水を分けて排除するというものが分流式になります。

また、汚水と雨水と一緒に合わせて一つの管路で送るのが合流式になります。

羽村市の場合は分流式で整備をしており、雨水と汚水を分けて下水道管で排除するという方式です。

○委員（宮川修）

まちによっては、雨水と汚水が一緒に流れてしまうところもある。羽村は雨水と汚水は別々に流していると考えてよろしいですか。

○上下水道設備課長（井上洋一）

羽村市では、雨水と汚水を別々に処理しており、東京都の区部では合流式で処理しているところもございます。

○委員（宮川修）

雨水の行き先と汚水の行き先は、どこになるのでしょうか。

○上下水道設備課長（井上洋一）

まず、雨水につきましては、河川に排出される形になります。市内に整備された雨水管を通り多摩川に排出されます。

汚水につきましては、昭島市に水再生センターという東京都の流域下水道処理施設がございまして、そこに集められて処理されます。

○会長（露木諒一）

他にございますか。

無いようすで採決を行いたいと思います。

議案第2号「福生都市計画下水道の変更(羽村市決定)」につきましては、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

ありがとうございます。

それでは、議案第2号「福生都市計画下水道の変更（羽村市決定）」につきましては、原案のとおり決定することにいたしました。

なお、議案第1号及び議案第2号の答申書の作成につきましては、私と事務局にお任せいただき、私から市長に答申したいと思いますが御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

ありがとうございます。

それでは、1時間ほど経ちましたので、10分間ほど暫時休憩をしたいと思います。よろしくお願いします。

（10分間休憩）

○会長（露木諒一）

休憩前に引き続き、審議会を続行したいと思います。よろしいでしょうか。

次に報告事項に移ります。「羽村市都市計画マスタープラン改定及び立地適正化計画策定」につきまして説明をお願いいたします。

○都市計画課長（橋本雅央）

それでは、報告事項「羽村市都市計画マスタープラン改定及び立地適正化計画策定」について御説明いたします。

水色の表紙「羽村市都市計画マスタープラン改定及び立地適正化計画策定」と書いてある資料を御覧ください。表紙をおめくりいただき1ページ、計画改定及び策定の目的について御説明いたします。

現行の羽村市都市計画マスタープランは、今から約17年前の平成20年3月に改定したもので令和10年3月に計画期間の満了を迎えます。このことから、これまでの20年間そして今後も変化し続ける社会経済情勢を見据えつつ、概ね20年後の本市が目指すべき都市の将来像を実現するため、実効性の高い本市のまちづくり計画として令和9年度末を目指して改定を行います。また、都市計画マスタープランで示す将来像を実現するために居住機能、そして都市機能である医療、福祉、商業及び公共交通などの関係施策との連携を図り、本市が持続可能な都市構造へと転換するための計画として、羽村市立地適正化計画を併せて策定し総合的な計画として取りまとめてまいります。

次に2ページを御覧ください。都市計画マスタープランの概要について御説明いたします。

都市計画マスタープランは、都市計画法に基づく「市町村の都市計画に関する基本的な方針」を定める計画です。市町村独自の都市政策や住民、事業者等の意向などを反映して、概ね20年後の都市全体の将来像を見据えて地域の身近な都市空間を重視した都市づくりのビジョンを、具体的かつきめ細かく定めるものとなっております。

この計画では用途地域や地区計画等による住宅地、商業地、工業地において、地区特性に応じたルールを決めるための方針や道路、公園など都市施設の今後の整備方針、また都市と自然環境の調和を図るための取組など、暮らしに身近な内容を総合的に決めていくものです。さらに都市の将来像を描き、その実現に向けた取組や方策などを分かりやすくお示ししていくものとなっております。

次に3ページを御覧ください。立地適正化計画の概要について御説明いたします。

立地適正化計画は、都市再生特別措置法に基づき市町村が都市計画区域内において、住宅や都

市機能、都市機能増進施設の立地の適正化を図るために策定する計画です。具体的には居住を誘導する区域や都市機能を誘導する区域を定め、都市機能増進施設である病院、福祉施設、商業施設など、生活に必要な機能を特定の地域に集約し効率的なまちづくりを進めること、徒歩や自転車で日常生活に必要なサービスを利用できる便利な環境を整えること、また、路線バスやコミュニティバスなどの地域の公共交通ネットワークを活用することで、高齢者や車を運転しない方も移動しやすく安心して暮らすことのできる持続可能なまちづくりを目指すこと、さらに、近年頻発するゲリラ豪雨や大型台風、また地震などの自然災害に備えるため、地域防災計画と連携しながら安全で災害に強いまちづくりを目指す計画として策定するものであります。

次に4ページ、計画の位置づけについて御説明いたします。

先ほども御説明しましたが、羽村市都市計画マスターplanは今後も変化し続ける社会情勢を見据えつつ、概ね20年後の本市が目指すべき「都市の将来像」を実現するために策定する計画です。また、この将来像を具現化するために、持続可能な都市構造を目指す包括的なマスターplanである羽村市立地適正化計画により、居住や都市機能を計画的に誘導しコンパクトなまちづくりの形成を促進していくものであります。

両計画の位置づけになりますが、上位計画については東京都が策定している多摩19都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針、いわゆる都市計画区域マスターplanや集約型の都市構造の再編に向けた方針、本市の上位計画については第6次羽村市長期総合計画があります。また、関連計画としては羽村市地域防災計画、羽村市こども計画などの府内関連分野計画があります。

これらの上位計画や関連計画との整合や連携を図りながら、個別の都市計画である地域地区の方針や都市施設の整備方針などを定めていくとともに、居住や都市機能を誘導する区域の設定、防災指針などについて定めてまいります。

次に5ページ、計画の検討体制を御覧ください。

本計画は、都市計画法に基づき羽村市が策定するものとなっております。そのため、本市の代表者であります羽村市長のもと、都市計画マスターplanの改定及び立地適正化計画を策定するための検討体制を整えたものであります。

この計画を検討するに当たりましては、都市計画や防災、環境、交通、経済など様々な分野の大学教授や農業、商業に精通している羽村市農業委員会や羽村市商工会から御推薦をいただいた方など、専門的な知見に基づく御助言をいただくため、本年4月に大学教授等の外部委員を中心

とする羽村市都市計画マスタープラン及び立地適正化計画専門家会議を設置したところであります。

一方、市内部においては本市の様々な計画や施策との整合、連携を図る必要から、まちづくり部長をはじめとした各分野の部課長で構成する羽村市都市計画マスタープラン及び立地適正化計画庁内検討会議を設置し、意見を聴取しながら鋭意、検討を進めているところであります。

あわせて計画策定の参考とさせていただくため、市民アンケート調査を実施するとともに中学生へのアンケート調査、地区別懇談会、住民説明会等の実施を予定しており、多くの市民からの御意見を頂戴してまいります。

両計画については、足掛け3年をかけて策定してまいりますが、パブリックコメントを実施し計画案ができた段階で、本都市計画審議会へ諮問し答申をいただいたうえで、羽村市として計画を定めてまいります。

次に6ページ、改定・策定スケジュールを御覧ください。

都市計画マスタープラン改定及び立地適正化計画策定のスケジュールを御説明します。

両計画の策定に当たりましては、本年4月から令和9年度末、令和10年3月の計画の公表まで3年をかけて作業を進めてまいります。その一環として、本日の都市計画審議会へ御説明をさせていただいているところでございます。

まず令和7年度のスケジュールについては、年度末に向けて将来都市像、まちづくり方針、防災方針などの検討を行っていくこととしており、現在は上位計画、関連計画の整理、現行の都市計画マスタープランの評価、分析を行なっております。また市民の皆様からの御意見を参考とするため、先日14日にアンケート調査票を無作為抽出による市民1,200人に対して、郵送したところであります。

次に令和8年度ですが、都市計画マスタープランについては道路、公園などの都市施設や地区計画、公共交通など、分野別方針の検討や市街化区域、市街化調整区域、市内の地域別の構想の検討を行ってまいります。

立地適正化計画については、居住誘導区域や都市機能誘導区域の設定に向け検討を行うとともに防災指針、施策の検討を行ってまいります。また市内の中学生を対象にアンケート調査の実施や地区別懇談会を開催する予定です。

令和9年度につきましては、令和7年度、令和8年度の検討結果を受け、計画素案、計画案を作成し最終的に都市計画マスタープラン及び立地適正化計画の策定が完了し公表を行います。な

お、計画の完成に至るまでの間に説明会やパブリックコメントを実施するとともに都市計画審議会には「本計画案」を事前に諮問をさせていただき答申をいただいた上で、市として羽村市都市計画マスタープラン及び羽村市立地適正化計画を定めてまいります。

最後になりますが作業開始から計画策定までの間、専門家会議及び庁内検討会議については、年3回から4回の実施を予定しており、都市計画審議会については、計画策定の進捗状況を踏まえながら開催し適宜、報告してまいります。

以上で、「羽村市都市計画マスタープラン改定及び立地適正化計画策定」についての説明を終わります。

○会長（露木諒一）

以上で、報告事項の説明は終わりました。何か御質問はございますか。

○委員（浜中順）

5ページに市民アンケート調査など色々と書いてありますが、おそらく20年前にこういうことをやっていたと思うのですが、20年前の具体的な状況とその評価について、どういう評価をしていたかお伺いします。

○都市計画課長（橋本雅央）

約20年前にアンケート調査等を行っておりますが、アンケート調査自体の評価分析というよりも、そのアンケート調査で御意見をいただいた上で現行の都市計画マスタープランを作成しております。そのようなことから現在、現行のマスタープランの評価分析を行っている最中でございます。

○委員（浜中順）

その調査が具体的にどのような調査だったのか、懇談会や説明会、パブリックコメントで期待どおりに人や意見が集まったのか、どのような環境の中で説明会を行ったのか、そういう状況についてお聞きします。

○都市計画課長（橋本雅央）

20年前のことなので、詳細まではお答えすることができません。説明会につきましては5回から6回だと思います。一つの会場に集まった方はそんなに多くなく、数名程度の方が説明会に来ておりました。以上です。

○委員（浜中順）

今回も市内で公共施設の再配置の説明会が行われているのですが、アナウンスが少ないようを感じ、参加者も少ないようすごく感じています。これは非常に重要なまちづくりのマスタープランであり、「こういうことを今、市はやっています」、「皆さんの意見を聞きたい」ということをしっかりと多くの市民に知ってもらい、必要な人にはしっかりと集まって聞いてもらう、意見も言ってもらう、それが基本中の基本だと思います。すごく大事なことなので、それを知らないで「こんな計画ありましたか」というようなことを言われてしまうと、後で「知らなかった。でも私は言いたかったよ」という人をすごく様々な場面で聞いていますので、是非これは一つひとつ市民に知らせて、関心のある方にしっかりと集まってもらい、集まりやすいような工夫をして、実のある市民からの意向をしっかりと聞けるような体制を作ってもらいたいと思います。その点について何かあればお聞かせください。

○都市計画課長（橋本雅央）

市としましても多くの意見をいただくことで、より様々に計画への反映ができると捉えております。そういう中ではしっかりと市民の方たちに周知できるように広報紙の他、色々なものを通じて発信していきたいと思っています。その一つとして、今日お示ししている計画策定の冊子の全てではないのですが、はむら市民と産業のまつりの中でパネルを展示する予定です。そういう形で市民の方たちの目にも触れていただいて、後に開催する説明会やそういう機会で御意見をいただけるような場があればと考えております。その他にもパネル展等を来年度以降考えていきたいと思っています。以上です。

○委員（浜中順）

専門家会議は、どの程度の回数を行うのか。

○都市計画課長（橋本雅央）

専門家会議ということで、既に2回開催しています。概ね一年度当たり3回から4回の会議を予定しています。

○委員（浜中順）

令和9年度に説明会とパブリックコメントがありますが、これは一応、計画が固まったものとの程度で説明会をしようとしているのかお聞きします。

○都市計画課長（橋本雅央）

まず計画素案の段階で説明会等を行う予定で、その後計画案という形になりましたらパブリックコメントを行っていく考えです。

○委員（浜中順）

説明会はどのくらいの回数の実施を予定し、それからどのくらい市民が集まる状況を確保しようとしているのかお聞きします。

○都市計画課長（橋本雅央）

まだ令和9年度のことなので何回開催するのか、どこでやるのかなどは今後の皆様の意見がどの程度出てくるのかアンケート調査の回収の件数、様々な意見を聞きながら回数や会場を考えていきたいと思っております。

○委員（浜中順）

是非、多くの市民皆さんに「こんな状況を考えていますよ」というプランをしっかりと示していただいて、多くの方が参加できるような状況を是非、作っていただきたいと思います。

○委員（山崎陽一）

今の話を伺っていて20年後ということで、つまり2045年です。国立人口問題研究所の想定では、羽村市的人口が37,533人になり30%減少するということを想定しています。

そういう人口の減少は当然、財政にも関係してくると思います。そうすると財政人口問題のところで、どのように想定していくかということなのですが、今の話では第6次長期総合計画という

ことですけど、これは計画期間が2030年度ですからあと5年で終わるわけです。つまり、その先の想定はないわけです。第6次長期総合計画以降のところをどのように考え、どのように想定しているか。もちろん社会経済状況もどんどん変わっていくと思いますので、そういう中で20年後をどのように想定するか何かアイディアはありますか。

○都市計画課長（橋本雅央）

今、山崎委員がおっしゃったとおり人口減少というものについては、避けて通れないと考えております。そういう中で今まで開発型というか、現行の都市計画マスタープランでは市街化調整区域を市街化区域にしましょうという形になっています。そういうものについては、これから検討をしていくところで今、ちょうど現行の評価分析を行っています。

今後、専門家の皆様の意見を聞きながらまとめていくことになります。これから令和9年度に向けて策定していくまでの、詳細についてはここで予断を持ってお答えすることは、いたしかねる状況です。

○委員（山崎陽一）

確かに、これは都市計画の部分の話であり、まちづくり全体の形というのは、市全体で考えることだから、なかなか今答えるのは難しいと思いますので了解しました。結構です。

○会長（露木諒一）

他にありますか。

○委員（宮川修）

このマスタープランの2ページに「概ね20年後」と書いてあるのですが、それも「具体的かつきめ細かく定める計画です」と書いてある。20年後について、具体的かつきめ細かくできるのか、とこれを見たときに思いました。10年先ぐらいならある程度見通せるかもしれないが、今激しく変わる変化の大きい世の中で20年後を決めるというのは、大雑把には決められるかもしれないが、具体的かつきめ細かくは少し不可能な気がする。私がもしこの言葉を使うのであれば、せいぜい10年じゃないかというような気がしたのですがどうですか。

細かく決めるのであったら5年か10年先で、20年先は大雑把にこんなまちにしたい程度で

はないのかと思うのですが、基本的な考え方で20年先を見通すということでしょうか。

○都市計画課長（橋本雅央）

我々もなかなか20年というところは難しいのですが、宮川委員のおっしゃったとおり10年くらいで一旦、その状況や社会経済状況を見ながら、改定することも考えていかなくてはいけないと思っているのですが、そこは専門家であります吉川先生から何か助言をいただけるとありがたいと思います。

○委員（吉川徹）

宮川委員がおっしゃるとおりでありますと、20年先に何が起こっているか、そもそも20年前に作ったこの計画が今日に至るまでしっかりと動いているかという問題もございますので、非常に難しいです。

通常、都市計画マスターplanを作るときは、先ほど都市計画課長から説明がありましたように、10年目ぐらいに見直しをすることが多いです。ところが羽村市は、実は前回も私、副会長で作らせていただいたのですが20年間そのまま使っております。それは珍しい自治体かもしれません。その分羽村市は発展を続け、しっかりと20年前の想定がうまくいったということかと思います。

ただ本当に御指摘のとおり、先ほど山崎委員からもお話がありましたように20年後、本当に人口が減っていて、なつかつ日本の産業はどうなっているかということも想像がなかなかつきにくい状況であります。羽村市は結構、人口が密集していて、なつかつ重要な産業の拠点もあるということで、こういうことの影響を非常に受けやすい場所であります。今まででは右肩上がり、ないしは現状の安定した社会を前提に20年前の計画が有効に機能していたわけですが、これから先はわからないということで最大限、計画の中に将来推計を盛り込む。当然、前提として人口の推計等がデータとして出てくることになりますが、それでも予想は難しいのでおそらくは都市計画課長がおっしゃったように10年を目途にもう一度見直すということも頭に入れて、まず骨格は作る。そして骨格を作つておかないと重要な都市計画の仕事ができないので、この時点での将来予測をもとに骨格等は作るとして、10年後におそらく見直しが来るだろうということも想定することになると思います。以上です。

○会長（露木諒一）

他にございますか。

○委員（秋山義徳）

4ページのポンチ絵、計画の位置付けで伺いたいのですが、これは今現在の計画ということなのか、今後20年のことであるならば例えば、まちをコンパクトシティにして適正化を図ることであるならば、公共施設の再配置計画などもこの中に入ってくるのではないかと思いながら見ていましたが、これは前の計画だから載っていないのか。今後のことはこれから決めるということなのか、その辺はどういうことなのか伺いたいです。

○都市計画課長（橋本雅央）

4ページの計画の位置づけにつきましては、これから作る都市計画マスターplanの計画の位置づけになります。コンパクトシティという話をいただきましたが、これにつきましては立地適正化計画を策定して集約型都市構造に向けてそういう計画を作っていくましょうということなので、この都市計画マスターplanが包含している立地適正化計画に基づいて集約型コンパクトシティを作っていくこと。そもそも羽村市はコンパクトなのですが、さらに先ほど話があった財政の問題とか歩いて暮らせるまちづくりのようなものを目指すためには、やはりこの立地適正化計画を作ってコンパクトなまちづくり、集約型の都市構造を目指していくことで今回策定する計画としての位置づけになっております。併せて今、公共施設の総合管理計画という話もありましたが、現在進行中だと思いますのでその辺とも連携を取りながら策定していくことを考えております。

○委員（秋山義徳）

4ページの枠の中の「など」と書いてあるところの一つですか。

○都市計画課長（橋本雅央）

そのとおりです。

○会長（露木諒一）

他にございますか。

○委員（西浦定継）

2点、話をさせてください。3ページ目の上から3行目、立地適正化計画の「住宅や病院、福祉施設、商業施設などの生活に必要な機能を特定の地域に集約し」というところがありますが、これがいわゆる都市機能誘導区域に誘導する施設として挙げて、それでモニタリングしていくということになると思うのですが今、国の方でその施設以外に業務関連施設を入れるかどうかを検討中で今年中に方向性が出るようです。

業務によるオフィス若しくはアリーナとかもあるのか、よくわからないですが、そうなってくると今までのこのカテゴリよりも増えてくるので、そこも一つ睨みながらこの立地適正化を検討していただいた方が、吉川先生は御存知だと思いますがそういうことの動きがあるということを御確認した方が良いと思います。

業務関連というのは多分、市場経済、マーケットや商業の影響を受けるのですが、それを一旦、都市機能誘導区域に設定した場合に結構、その業務だと出入りが激しくなるかもしれない、どの種類の業務をどこに、羽村だとおそらく駅がいくつか拠点に指定されると思うのですが、そこを慎重に検討するということが必要かと思っています。答弁は結構です。検討してください。

もう一つは市民アンケートをするということで、大体この手のことはどこもそうなのですが、立地適正化計画というのは大きく言うと構造を変えていくということなので、ただ市民の意見を聞いて「利便性はどこが良いでしょうか」、「買い物は良いですよ、悪いですよ」というだけではなくて、「なぜ」この市民は利便性が良いと感じているのか、どのようなファクターが効いているからこのようなアンケート結果が出てくるのか、ということを今はデータサイエンスなどが色々とありますから、色々な方法で深掘りして「なぜ」というものの背景を探らないと難しいと思います。それを踏まえた上であるところに機能を集約させる。居住誘導区域を狭めに設定するのかはわからないのですが、長期的に変えていくということですから、市民アンケートを取って「話を伺いました」、「まとめてみて市民はこう思いました」ということだけだと、後々煩雑になるのではないかと思います。「私はそれ言ったよね」、「言ったけど計画がなってない」ということになると、これも後で煩雑になるかもしれない、伺ったとしてもやはり、アンケートの深掘りやクロス集計を行ったり色々な方法ありますので、それを行わないで、聞いただけで「はい」というのは、なかなかこの手の計画は難しいのではないか。要するに極めてテクニカルな部分が

多いので、仮に羽村市の市民全員に聞いたとしても、そのアンケート結果さえもそんなに役に立たないと思います。

この点の計画は、吉川先生がハンドリングされるからおわかりだと思います。ですので、やはり聞いたものをどれだけ深掘りして奥の奥を探っていくかということをやった方がここに書かれているように居住度、あるいは防災もあれば交通もある。そういうところも関わってくるので、そのあたりを慎重にデータ分析して取り組まれた方が良いのではないかということを申し上げます。以上です。意見、要望です。

○委員（山崎陽一）

立地適正化計画3ページです。これどう見ても羽村の図ではないですね。青梅ですね。羽村は3キロ四方ですから、この狭さでいかに市民の利便性を上げるか、うまく使った方が良いと思います。都市再生特別措置法81条に何て書いてあるのか知りませんが、やはり羽村市らしいまちづくりということを、東京において、狭さで言ったら3番目か、それをうまく利用する方法を考えた方が良いかと思います。そういう発想で行った方が例えればアンケートを取るにしても、市民からの具体的な意見が出てくるのではないかと思いますがいかがでしょうか。

○都市計画課長（橋本雅央）

この3ページ目の資料につきましては、一般論としての立地適正化計画とはどういうものかということで、山崎委員のおっしゃるとおりで山があったり、中心の拠点があって、生活拠点があって、それをバスとか交通ネットワークで結ぶということでコンパクトシティプラスネットワークという図になっています。羽村は先ほど3キロ四方の地域ということで、それでも交通空白地域というものが存在していたわけで、そういう中では市内にコミュニティバスをくまなく走らせることによって、交通空白地域をほぼなくしているといった状況を考えていけば、やはり将来的にはどうしてもこういう集約型の駅前拠点とか生活拠点、そういう所で数十年後には人々が歩いて暮らせるまちづくりというものを作っていくなくてはいけないといったことで計画は作っていきたいと考えております。

またアンケート調査等についての話もありましたけれども今後、羽村市の将来を担う市内の中小学生へのアンケートを行っていきますので、そういう部分を通してより良い意見を聞いて反映できればと思っております。以上です。

○会長（露木諒一）

他にございますか。

○委員（出水海斗）

中学生に関するアンケートについて伺いたいのですが、先ほどお話をいただいたとおり、中学生というのは今後の羽村市の活性化というかまちづくりの一端を担うような貴重な世代だと思うのですが、先述では市民アンケートは15歳以上ということでしたのでそれとは別件のものだと思うのですが、もし現状決まっている段階で構わないので中学生アンケートの内容といいますか、この都市計画というのは結構専門的で難しいところがあると思いますので、どういった形のアンケートを行っていくのかというところと、市内の中学生だけでなく高校生ですとか私みたいな大学生の若者に対して、どのようにマスター・プランを改定していくのかということを認知させていくのか、今後の計画などがあればお伺いしたいと思います。

○都市計画課長（橋本雅央）

中学生へのアンケートにつきましては、ここで15歳以上の方に1,200人、無作為抽出でアンケートをとっております。このアンケート結果や現行の都市計画マスター・プランの評価分析を行いまして、その状況を踏まえ来年度、中学生アンケートを行っていこうと思っています。まだ具体的なものについては現段階では決まっておりません。また、高校生というお話をですが、高校生については、今回のアンケートで年齢的な部分は高校生も対象にはなっているのですが、市内にも高校がありますのでどういう形で周知というか、まちづくりを示していくのかということについて羽村に住んでいる高校生だけではなく通学して来ている方というところもあります。居住している子供たちと通学している子供たちではまちの感じ方も違うので、その辺も考えながらどういう示し方をしていくのかについて検討していきたいと考えております。

○委員（出水海斗）

現状ですと例えば広報紙ですか、先ほどはむら市民と産業のまつりでパネル展示という話がありましたが、例えばですがいわゆる最近の話になりますがSNSとかそういうものを活用して若者へのアプローチというのも検討してみたら良いのかなと思います。

例えば私みたいな大学生ですと興味がある人はもしかしたら見るかもしれないですが、広報紙とかはなかなか中学生とかは見ないというのが現状であると思います。今、結構デジタル化でなかなかアナログなものには触れない世代に対してどのように認知させていくのか、そういったところを私自身も含めて聞きたいと思いましたので何か検討されているのであればお聞きしたいです。

○都市計画課長（橋本雅央）

今の若者の方はスマホとかを使って色々なことに対応されていると思うのですが、今回アンケートにつきましても2次元コードをつけまして、LoGoフォームで答えられる形のアンケート調査にしています。

やはり周知に当たっては、今おっしゃられた公式ウェブサイト等を通して、広報紙だけではない方法で発信していかなくてはいけないと思っています。今後は適宜、節目にはそういうものを発信できるような形での体制を整えていきたいとは思っています。以上です。

○会長（露木諒一）

他にございますか。

○委員（原島正）

市民アンケートを今年度行われるということですが、市民アンケートの具体的な内容を差し支えなければお知らせいただけますか。

○都市計画課長（橋本雅央）

今回のアンケートにつきましては、「羽村市の今後のまちづくりに関するアンケート調査へのご協力のお願い」ということで、通常のアンケート調査にある、年齢区分、職業、通勤先がどこなのか、居住年数がどれぐらいか、一戸建てなのか賃家なのかなど、いわゆる属性という部分の調査をしております。

それ以外に、先ほど申しました現行の都市計画の部分についての満足度というものと、将来の重要度というものを30項目近くにわたって作りまして、現行は満足しているのだが将来は必要なのか必要じゃないのか、重要なのか重要じゃないのかというものを5段階評価にしてまちづくり

りの満足度と重要度という項目を作っております。

やはり先ほど西浦先生も言っていたのですが、深く分析をしなくてはいけないのですが日常生活の中でお住まいの居住環境について最も大事なものは何か、交通環境、そういうものの利便性、自然環境、また立地適正化計画の中でも防災指針を定めなくてはいけないので、土砂災害警戒区域や土砂災害特別警戒区域、洪水浸水想定区域というものが羽村市にもあります。そういうところに居住されている方や若しくは居住されていないがそこに土地をお持ちの方とかもいますので、今後頻発する災害、自然災害というものがありますので、そういう場所のまちづくりをどうしていくのかというのは、喫緊の課題だと思っておりますので、そういう部分についても質問しております。

また先ほど申しました、歩いて暮らせるまちとか、駅前にバスに乗って来られる、コミュニティバスとかに乗って来られるというまちづくりの中で、やはり鉄道駅周辺について羽村市でいうと羽村駅と小作駅がありますが、そういう拠点にどのような施設があるべきなのか便利なのかということなどを聞いている状況です。

雑駁ではありますがそのような点について確認するアンケート調査としております。

○委員（原島正）

よくわかりました。ありがとうございます。

○会長（露木諒一）

他にございますか。

無いようですので次第の6、「その他」に移ります。

何かございますか。

○事務局（岸野丈史）

今後の都市計画審議会の予定について御説明をさせていただきます。

今年度中の都市計画審議会につきましては、現段階では予定をしておりません。審議会の開催が必要となった場合は、改めて御連絡をさせていただきます。

○会長（露木諒一）

他に何かございますか。

無いようですので以上をもちまして、第39回 羽村市都市計画審議会を終了させていただきます。

委員の皆様、御多忙の中、御出席いただきありがとうございました。

午後3時45分閉会